徳島県外で健診・検査を受けられる妊産婦・乳児の皆様へ

県外医療機関で受診された「妊婦一般健康診査(以下、妊婦健診)」「産婦一般健康診査(以下、産婦健診)」「新生児聴覚検査」「乳児一般(1 か月児)健康診査(以下、1 か月児健診)」について、 一旦費用を立て替え払いしていただき、後日申請いただくことで、公費助成の範囲内で払い戻し(償還払い)いたします。

県外で健診等を受けられる際の流れ

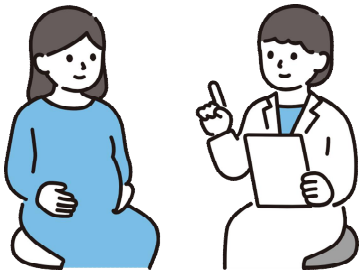

徳島県内での妊婦健診

徳島県内の産婦人科等で、小松島市の
妊婦健康診査受診票を使って受診します。

**里帰り前に
「おひさま」に連絡**

県外で出産予定であることを「おひさま」に連絡し、後日郵送される必要書類を受け取り、里帰り先にも持参します。

送付書類の内容
・妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・乳児一般健康診査(1 か月児健康診査)の助成申請書
・「各健康診査費用の償還払い制度における健診結果の記載及び情報共有について(依頼)」
・乳児一般健康診査受診票 2 枚(県外で 1 か月健診を受ける方のみ)

**徳島県外に里帰りします
里帰り先での妊婦健診**

☆県外で妊婦健診を以下の手順で受けた後、申請をすれば自己負担分の一部もしくは全部が払い戻しされます。

【県外での受診のしかた】
①受診時医療機関に、母子手帳・小松島市の妊婦一般健康診査受診票・「各健康診査費用の償還払い制度における健診結果の記載及び情報共有について(依頼)」を提出します。
②『受診票の内容に沿って妊婦健診を受診したい』と伝えます。
③医師等に受診票に妊婦健診の受診結果を記入してもらいます。
④いったん全額自己負担します。
⑤医療機関発行の領収書と明細書、記入後の受診票を大切に保管します。

ついに出産！
おめでとうございます！

出生届の提出

乳児一般健康診査（1 か月児健康診査）受診票について

小松島市役所に出生届を提出される場合は、乳児一般健康診査受診票の 2 重の発行を防ぐため、保険年金課窓口では、里帰り出産のため乳児一般健康診査（1 か月児健康診査）受診票は妊娠中に 2 枚発行済みであることを担当者に伝えていただきますようお願いいたします。

里帰り先での赤ちゃんの耳の聞こえの検査（新生児聴覚検査）

☆県外で新生児聴覚検査を以下の手順で受けた後、申請をすれば自己負担分の 一部もしくは全部が払い戻しされます。
【県外での受診のしかた】
①お子さんの名前で領収書が発行されます。いったん全額自己負担します。
②医療機関発行の領収書と明細書を大切に保管します。
※受診票に検査結果の記載は必要ありません。

里帰り先での 産婦健診

☆県外で産婦健診を以下の手順で受けた後、申請をすれば自己負担分の
一部もしくは全部が払い戻しされます。
【県外での受診のしかた】
①受診時医療機関に、母子手帳・小松島市の産婦一般健康診査受診票・「各健康診査費用の償還払い制度における健診結果の記載及び情報共有について（依頼）」を提出します。
②『受診票の内容に沿って産婦健診を受診したい』と伝えます。
③医師等に受診票に産婦健診の結果を記入してもらいます。
④いったん全額自己負担します。
⑤医療機関発行の領収書と明細書、記入後の受診票を大切に保管します。

里帰り先での赤ちゃん訪問について

　里帰り先での赤ちゃん訪問を希望する場合は、里帰り先の自治体が訪問可能な場合に限り、里帰り先で赤ちゃん訪問を受けることが出来ます。自治体間での文書のやり取りが必要となりますので、希望される場合は出産前に「おひさま」までご連絡ください。

　また、小松島市に戻ってからも産後ケア訪問や赤ちゃん訪問を受けることができます。里帰りから戻られましたら、「おひさま」までご相談ください。

里帰り先等での
1 か月児健診

☆県外で 1 か月児健診を以下の手順で受けた後、申請をすれば自己負担分の一部 もしくは全部が払い戻しされます。

【県外での受診のしかた】
①受診時医療機関に、母子手帳・小松島市の乳児一般健康診査受診票・「各健康診査費用の償還払い制度における健診結果の記載及び情報共有について（依頼）」を提出します。
②『受診票の内容に沿って 1 か月児健診を受診したい』と伝えます。
③医師等に医療機関に、受診票に 1 か月児健診の受診結果を記入してもらいます。
④いったん全額自己負担します。
⑤医療機関発行の領収書と明細書、記入後の受診票を大切に保管します。

市保健センターに申請

☆必要な書類を揃えて、保健センターに申請します。

●手続きに必要なもの（各助成共通）

1. 妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚検査・1 か月児健康診査の各健診の助成申請書
2. 医師等が結果を記載した各健康診査受診票（新生児聴覚検査を除く）
3. 医療機関に支払った健診時の領収書・明細書の写し
4. 母子健康手帳の表紙、各健康診査及び新生児聴覚検査の日付・結果が記載されたページの写し
5. 振込先口座の口座番号が分かるものの写し（通帳・キャッシュカード等）
6. はんこ（※窓口で申請される場合　シャチハタ印不可）

注意事項

●対象者について

健診受診日に小松島市に住民登録のない場合は、対象とはなりません。住民登録のある市町村にお問合せください。

●申請期限について

妊婦健診・産婦健診・1 か月児健診の助成：出産後 1 年以内
新生児聴覚検査の助成：出産後 6 か月以内
期限を過ぎた場合は償還払いの対象外となりますのでご注意ください。

●受診票・領収書・明細書について

記入後の受診票は申請の際に必要です。医療機関から受け取り、 申請まで大切に保管して下さい。

●払い戻し上限額について

払戻し額は健診に要した金額で、上限額は県内の健診にかかる費用と同額です。助成金の支給には対象要件や審査があります。支給額は決定通知でご確認ください。
払い戻し対象外例：妊婦健診に関係のない検査、診療情報提供料（紹介状）、両親学級受講料、ベルト・テキスト等購入費用、投薬、処置、治療代、4D エコー、メモリーカードの購入、録画費用等

【償還払いについての問い合わせ先】
小松島市保健センター
〒773-0001
徳島県小松島市小松島町新港 9-10
TEL：0885－32－3551

【里帰り出産についての連絡先】
小松島市おひさま
〒773-0001
徳島県小松島市小松島町新港 9-10
TEL：0885－38－7100